

学校生活について

福島県立磐城高等学校

常に本校生徒であることを自覚し、校則を守り、本校生徒としての品位を高めるよう心がけよう。
また、しっかりした目標を定め、なにごとにも積極的な態度で学校生活に励んで、高校生活を充実させよう。

1. 規律ある生活態度と習慣の確立

(1) 正当な理由なく欠席、遅刻、早退をしない。

ア 欠席する場合は、事前にホームルーム担任に連絡し、校長に届け出る。

イ 遅刻した場合は、職員室で入室許可を受け、許可証を持って入室する。

ウ 早退・外出をする場合は、ホームルーム担任の許可を受け、校長に届出る。

(2) 各種集会、旅行、登山、キャンプ等をする場合は、計画書を添付した届けを提出して、校長の許可を受ける。

(3) アルバイトは、行わない。特別な事情がある時には、事前に許可願を提出して、校長の許可を受ける。

(4) 部室は、原則として始業前・昼休み・放課後に使用する。

(5) 掲示物は、係の許可を得て認印をうける。

2. 服装、所持品

(1) 男子服装

ア 登校する際は、制服（市販の標準服）を着用する。

イ 制服の左襟に校章をつけ、ボタンも本校指定のものをつける。

ウ 制服等の改造及び不適切な着用は禁止する。

(2) 女子服装

ア 登校する際は、指定の制服を着用する。

イ ブレザーは胸ポケット、バストは、左胸に校章をつける。

ウ 年間を通して、ソックスまたはストッキングを着用する。

・ソックスの色は、白・黒・紺でワンポイント模様のみ認める。

・ストッキングの色は、肌色または黒色とする。

エ リボン及び髪留めは、高校生らしく清楚なものとする。

オ 制服等の改造及び不適切な着用は、禁止する。

(3) 髪は、服装との調和に心がけ、パーマント・カール・染色・脱色等を禁ずる。

(4)①制服の中に指定シャツ以外の防寒着を着用する際は、制服からはみ出して見えないものとし、色は黒・紺・灰・白・キャメルとする。ただし、制服を脱いで、その防寒着での授業参加は認めない。

②女子は、年間を通し指定のスラックス着用を認める。

- (5) 下履きは、短靴とし、高校生らしい派手でないものをはくこと。上履きは指定のものとする。
- (6) 華美なコート類は、着用しない。
- (7) 異装しなければならないときは、校長に許可願を提出し許可を受ける。
- (8) 通学カバンは、学力向上の観点から自宅学習のより一層の充実強化を図るため、次のとおりとする。
 - ア 日課の各教科科目の教材を収納し、持ち運びのできるものであること。
 - イ 背負うか肩にかけるか手にさげることができるものであること。高校生にふさわしく、装飾や色が華美でないもの。
- (9) 身分証明書と生徒手帳は常に携帯すること。
- (10) 学校生活に不必要なものは持参しない。
- (11) 所持品には、必ず記名し、よく管理する。

3. 交通事故防止

人間の命はかけがえのないものであり、交通事故は悲惨な結果を招くことを十分自覚して、事故防止に心がけ『4 + 1 ない運動』を実施する。

- (1) 登下校の際は、右側を歩行し、自転車は左側を1列で通行する。
- (2) 自転車通学を希望する場合は、校長に許可願を提出して、自転車保険に加入し、学校所定の登録番号を付ける。
- (3) 在学中におけるバイク等の運転免許は、原則として取得しない。
- (4) 万一事故にあった場合は、速やかにホームルーム担任に連絡する。

(平成14年4月1日改正)

(平成22年4月1日改正)

(令和6年4月1日改正)